大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）の改定について

１．改定の経緯

本計画では、市町村の自転車ネットワーク計画の策定状況を踏まえ、2021年度までは、追加等検討を行うこととしており、これに加えて、これまでの整備における課題を踏まえて優先整備区間を見直し、目標整備延長などを定めることとした。

２．2019年３月策定の大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）

（１）計画の概要

（ア）計画の目的

・「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（2016年４月施行）」に基づき、自転車に係る道路交通環境の整備を進め、現道のさらなる自転車、歩行者の安全確保のための整備方針を定める

（イ）計画目標

・計画期間は、緊急3か年計画を含む2016年度から2025年度の10か年

・目標整備延長は、緊急3か年計画の62キロメートルを含む約200キロメートル（現道の府管理道路）

（ウ）整備区間

・整備検討区間は、幅員3.5メートル未満の歩道区間とする。

・ただし、幅員3.5メートル以上の自転車歩行者道のうち、歩行者の多い区間や自転車通行空間の連続性が必要な区間は整備を検討する。

（エ）優先整備区間

・自転車関連事故が多い区間かつ自転車交通量が多い区間や自転車指導啓発重点地区および路線（約112km）

・市町村の自転車ネットワーク計画に位置付けられた府管理道路で、通学路や自転車関連事故等が発生している市町村道と一体的に整備が図られる区間等（約88km）

（オ）整備手法

・計画の整備フローに基づき、基本的に車道混在型（青矢羽根路面表示）にて整備

（２）整備状況

・約100㎞（2022年３月時点約50％）

（３）市町村ネットワーク計画の策定状況

・計画当初時は、吹田市、寝屋川市、高石市など13市、それ以降の新たな計画は八尾市、岸和田市、泉南市、岬町の４市町

３．整備における課題・改定ポイント

（１）整備検討路線(箇所）の追加（12路線14区間　約32㎞）

　　・新たに市町村の自転車ネットワーク計画に位置付けられた整備対象区間の検討

　　・自転車事故状況を踏まえた検討

　　・自転車ネットワークの連続性の検討

（２）現場状況等から車両混在型の整備が困難な路線(箇所）の変更（17路線24区間　約31㎞）

　　・地元自治体や、警察と協議した結果、道路構造や、交通状況等の個別要件から車道混在型により、自転車通行空間を整備した場合、交通への影響の恐れがある箇所、約31㎞については道路空間の再配分や市道などへの迂回を検討